

事 務 連 絡
令和 5 年 6 月 1 日

各 都道府県 難病対策担当課 御中
各 都道府県 薬務主管課 御中

厚生労働省健康局難病対策課
厚生労働省医薬・生活衛生局
総務課医薬品副作用被害対策室

スモン患者への相談対応にあたって活用可能な資料について

日頃より、難病及び薬事対策の適切な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、スモン対策に関して、スモン患者（以下「患者」という。）の患者会と当省の間で定期的に意見交換を行っております。昨年度実施した意見交換の場において、下記の通り患者会としての問題意識の一つとして下記の内容を提示いただきました。そのため、同じく下記のとおり、患者やそのご家族等から相談を受けた際に活用できる資料等をご案内いたしますので、貴都道府県内の相談窓口や管内医療機関等への周知についてご配慮いただきますようお願いいたします。

記

1. 患者会としての問題意識

- ・ 都道府県における相談窓口や医療機関の関係者におけるスモン対策の認知度が必ずしも十分ではない。
- ・ 昭和 54 年のスモン訴訟の和解から、数十年が経過し、現在の担当者がスモン対策について十分に理解しないで業務に携わっており、薬害であるスモン対策の「風化」が進んでいるのではないか。

2. 上記問題意識を踏まえた対応

- ・ これまでも各都道府県に周知している、患者が利用できる制度等を記載した、「スモン手帳」及び「スモン患者さんが使える医療制度サービスハンドブック」の当省 HP の掲載先の案内

（当省 HP 掲載先：[スモン手帳 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)）。

- ・厚生労働省研究事業（難治性疾患政策研究事業）「スモンに関する調査研究班」（研究代表者 久留 聡）において、都道府県のスモン担当職員等を対象としたワークショップ（WEB）の実施

日時：日時：令和5年7月14日（金）10:00～14:15（予定）

内容：

- (1) 薬害スモンの経緯
- (2) 特定疾患治療研究事業
- (3) スモン検診

※ 詳細については難病対策課より別途案内予定

- ・ 国立保健医療科学院において、自治体職員を対象とするスモン対策に関する講義を含んだ「難病患者支援従事者研修」の実施。（令和5年秋頃実施予定。詳細は国立保健医療科学院及び当省難病対策課より別途連絡。）

以上

【担当連絡先】

（厚生労働省研究事業及び難病患者支援従事者研修に関すること）

- 厚生労働省健康局難病対策課

T E L : 03-5253-1111（内線 2355, 2356）

E - m a i l : nanbyou02@mhlw.go.jp

（スモン手帳等関すること）

- 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室

T E L : 03-5253-1111（内線 2718）

E - m a i l : fukutai01@mhlw.go.jp